

新型コロナウイルス感染症の影響により

お困りの中小企業の皆さんへ

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける、または受ける恐れのある中小企業者の経営強化のため、下記のとおり支援制度を設けておりますので、ご利用ください。

●令和3年度鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金

新型コロナウイルス感染症対策として行う、ビジネス環境の整備等に係る費用の一部を補助します。

補助上限

50万円

補助率

	交付区分	補助率
(1)	施工業者が市内事業者の場合	3分の2以内
(2)	(1) 以外の場合	2分の1以内

対象経費

- ・ 衝立、スプレースタンド
- ・ 除菌機能付き空調設備取付工事
- ・ サーモカメラ、CO₂測定器 等

注意事項

- ・ 店舗兼住宅については、店舗と住宅が明確に分かれている場合のみ対象となります。
- ・ 予算額に達し次第、受け付けを締め切ります。
- ・ 令和3年9月30日までに実績報告できる事業に限ります。
- ・ 令和2年度鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金を利用されている場合は対象外となります。

●鹿沼市デジタルビジネス推進事業補助金

市内事業者のデジタル化を加速することで、ビジネス機会の創出・拡大や生産性向上につなげ、経営力の向上・強化を図る市内の事業者の皆さんを支援します。

補助上限

50万円

補助率

対象経費の3分の2以内

補助事業

	対象事業	補助率
(1)	販路開拓事業	・ VR技術を導入したバーチャル工場見学等の導入 ・ オンライン展示会への出展 ・ 営業支援ツールの導入
(2)	業務効率化事業	・ 生産性向上を図るデジタル技術を活用したシステム導入 (例) 品質管理のデジタル化(トレーサビリティの構築等) 等

注意事項

- ・ 予算額に達し次第、受け付けを締め切ります。
- ・ 令和3年12月31日までに実績報告できる事業に限ります。
- ・ 補助事業等実施計画書の中に、補助事業後の1、3、5年後の売上目標や労働生産性の目標数値を明記することが条件となります。
- ・ 補助事業完了後、市ホームページ上での補助事業成果の公表にご協力ください。

令和3年度鹿沼市の中小企業支援制度紹介

新たな技術の習得や製品の開発、販路拡張、工場の新設・増設を目指す企業の皆さん、市の各種制度を活用してください。

商業関連支援

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
個店整備事業補助金	店舗の改修工事等、備品等（建物と一体として取り付けられる備品、設備等）購入に要する経費を補助	・補助対象経費の3分の1以内 ・改修工事、備品等購入補助限度額20万円
地域商店会等運営支援事業補助金	共同施設や設備の設置、修繕等に要する経費を補助	・補助対象経費の30%以内
販売促進等共同経済事業補助金	団体等が行う広告紙や看板等の作成費を補助	・補助対象経費の30%以内
空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	市内において空き店舗等を活用して、新規出店する際の店舗家賃の費用を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額3万円/月（1年目）、2万円/月（2年目）、1万円/月（3年目） ※オープンから最大3年間 ※特定創業支援事業に関する証明書が必要です。

小規模・中小企業関連支援

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
特許等出願支援事業補助金	特許権や実用新案権等の出願に要する経費を補助	・補助対象経費の2分の1以内 ・特許権補助 限度額20万円 ・その他補助 限度額10万円
販路拡張支援事業補助金	地場産業製品の販売促進事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額30万円 ・自社製品カタログ作成・自社ホームページ新規作成については限度額5万円
展示会出展支援事業補助金	地場産業製品の販路拡大を目的とした見本市等への出展事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・国内展示会 限度額30万円 ・国外展示会 限度額50万円 ※2回目は上記に該当する展示会の補助上限の2分の1 ※3回目以降は一律10万円

退職金制度補助

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	対象	補助率および補助限度額
鹿沼市中小企業退職金共済制度加入促進補助金	新たに退職金共済制度に加入し、その加入期間が連続して12カ月となった正社員にかかる掛金を支援	従業員50人以下の市内事業所	・従業員1人につき1万2千円 ※限度額30万円

農林商工連携・6次産業化支援

産業振興課産業振興係 ☎(63)2196

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
農林商工連携・6次産業化支援事業補助金	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発や、事業者自らが行う6次産業化事業への補助	・対象経費の2分の1以内 ・3年間の累計で100万円限度 ※事業期間は3年以内

①工場立地が可能な土地に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
工場適地立地促進補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地については、製造業のみ）	<ol style="list-style-type: none"> 2,000㎡以上の土地に新設、増設し、工場等を操業（工業団地は、取得後3年以内に操業。既存敷地内増設の場合は、生産施設の増築を伴うものに限る） 固定資産税の完納 投下固定資産額が2億円以上（中小企業は5,000万円以上） 常用雇用者が20人以上（中小企業は10人以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額（固定資産税課税標準額）の2%以内 限度額1,000万円（各年度） ※操業開始後に課税された年度から3年間

②工場等の新設・増設に伴う、新たな雇用に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
雇用創出補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は製造業のみ）	<ol style="list-style-type: none"> 工場適地立地促進補助金の交付要件を満たしている 市内在住の新規常用雇用者が5人以上で1年以上継続雇用されている 	<ul style="list-style-type: none"> 市内新規常用雇用者1人当たり10万円 ※交付は1回のみ

③宿泊施設の立地に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
宿泊施設立地促進補助金	市内にホテル・旅館を新設または増設する事業者	<ol style="list-style-type: none"> 新設または増設後、客室数が50以上の施設（増設は新たに20室以上設置し、かつ既存の客室数との合計が50以上） 令和3年12月31日までに新設または増設を行い、営業を開始する。（増設は新たな設置部分の営業を開始する） 投下固定資産税が2億円（増設は5,000万円）以上 常用雇用者が10人（増設は既存雇用者を含め10人以上） 市内在住の新規常用雇用者が5人以上（増設は1人以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税および都市計画税相当額（課税免除分は除く） ※操業開始後に課税された年度から5年間

④シェアオフィス等の立地に対する支援

支援制度名	対象者	補助対象経費	条件	補助率および補助限度額
シェアオフィス等整備事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 市内の空き物件を購入、または賃借し、改修してシェアオフィス等を開設する企業等 市内の空き物件の所有者で、当該物件をシェアオフィス等として提供するために改修を行う人 	<ul style="list-style-type: none"> 建物改修工事費（内装・外装・給排水・電気・ガス・空調・トイレ等の設備の改修工事、防水工事、耐震性を向上させる工事に係る経費） 設計等委託料（改修に係る設計・監理業務の委託に係る経費） 環境整備費（通信環境の整備に係る経費） ※公共施設に関しては、原状回復できる範囲を対象経費とする 	<ol style="list-style-type: none"> 3年以上継続してシェアオフィス等として維持、運営される見込みがあること シェアオフィス等に関する市の広報活動に協力すること（写真や問い合わせ先を市ホームページへ掲載、定期的更新） 市税に滞納がないこと その他諸条件有り ※すでに改修工事を完了している、または改修工事中であるものについては、補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費（税込）の2分の1（1,000円未満の端数は切捨て） 1つの補助事業につき限度額100万円

※シェアオフィス等…シェアオフィス、サテライトオフィス、コワーキングスペース。